

令和8年度 隣地統合事業

単独では活用が困難な狭小地等又は無接道地を隣地と統合することにより、空き家や空き地の解消を促し、住環境の改善に寄与するため、洲本市空き家総合対策事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、その経費の一部を補助します。

1 補助金額 ※予算の範囲内の助成とするため、年度途中において申請を早期に締め切る場合があります。

補助金額	補助対象経費
次に掲げる経費の合計又は20万円のいずれか低い額（1,000円未満切り捨て）	(1)補助事業に係る測量又は境界明示費用 (2)利用困難地の取得の媒介に関する報酬 (3)利用困難地の所有権の移転の登記に要する費用

2 隣地統合事業の概要及び対象となる土地 ※次のいずれにも該当するもの

隣地統合事業とは	
<p>特定隣地の所有者が、当該特定隣地に接する利用困難地の所有権の全部の取得（売買その他市長が別に定める原因によるものに限る。）をして、当該利用困難地に存する空家を除却し、当該特定隣地及び利用困難地を一の敷地として自己の居住の用その他市長が別に定める用途に供する事業であって、空家等活用促進特別区域内で行われるもの。ただし、当該事業の実施について他の制度等に基づく補助金の交付を受けるものを除く。</p>	
特定隣地の要件	
<input type="checkbox"/>	利用困難地に2メートル以上接している土地（現に、通路の用に供され、又は利用困難地の一部となっているものを除く。）
利用困難地の要件	
<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当する現に空家が存する土地 (1)建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項の規定により同条第1項に規定する道路とみなされるものを含む。）に2メートル以上接していない土地 (2)令和8年4月1日における地積が75平方メートル未満である土地

3 補助対象者 ※次のいずれにも該当するもの（法人は除く）

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	空家等活用促進特別区域内に存する特定隣地の所有者（個人に限る。）であって、補助対象となる隣地統合事業を実施するもの
<input type="checkbox"/>	洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する者又は当該者と同一の世帯に属する者でないこと
<input type="checkbox"/>	洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者又は当該者と同一の世帯に属する者でないこと

4 補助対象隣地統合事業 ※次のいずれにも該当するもの

□に✓を記入してご確認ください	
<input type="checkbox"/>	補助対象者と契約した解体工事業者等によって空家が除却されるものであること
<input type="checkbox"/>	特定隣地の所有者（当該土地が数人の共有に属する場合にあっては、その共有者。以下この号において同じ。）と利用困難地の所有者が異なる個人又は法人であること、その他市長が別に定める特別な利害関係にある者でないこと
<input type="checkbox"/>	除却される空家が数人の共有に属する場合にあっては、隣地統合事業の実施について、その共有者の全員の同意があること
<input type="checkbox"/>	除却される空家に担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこと
<input type="checkbox"/>	空家が旧耐震空き家除却支援事業又は洲本市危険空き家除却支援事業を利用して除却されること
<input type="checkbox"/>	補助事業等が完了した日から10年を経過する日までの間、隣地統合事業によって形成された土地を自己の居住の用その他市長が別に定める用途に供すること

5 申請等に必要な書類

(1) 補助金交付申請

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	補助金等交付申請書（市規則様式第1号）
<input type="checkbox"/>	収支予算書（市規則様式第2号）
<input type="checkbox"/>	表明保証書（要綱様式第1号）
<input type="checkbox"/>	市歳入金情報に関する同意書（市規則別記様式）
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る見積書の写し
<input type="checkbox"/>	住民票（世帯全員のもの）
特定隣地及び利用困難地に関する次に掲げる書類	
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（特定隣地にあっては、補助金の交付を受けようとする者が所有権の登記名義人であるものに限る。）
<input type="checkbox"/>	不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面
<input type="checkbox"/>	位置及び範囲並びに現況を明らかにする写真及び図面
除却される空家に関する次に掲げる書類	
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（不動産登記法第2条第20号に規定する表題登記がされていない場合にあっては、固定資産税課税台帳記載事項証明書）。左に掲げる書類によって当該空家の所有者を証明できない場合にあっては、所有者証明書類
<input type="checkbox"/>	隣地統合事業の実施について、その共有者の全員の同意があったことを証する書面
<input type="checkbox"/>	空家であることを疎明するに足りる写真及び図面その他の書類

※上記のほかにも補助要件等の確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 実績報告

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	補助事業等実績報告書（市規則様式第9号）
<input type="checkbox"/>	収支決算書（市規則様式第10号）
<input type="checkbox"/>	利用困難地の登記事項証明書（補助事業者等が所有権の登記名義人であるものに限る。）
<input type="checkbox"/>	空家の除却の状況を明らかにする写真
<input type="checkbox"/>	特定隣地及び利用困難地の状況を明らかにする写真
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る契約書等の写し
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る領収書の写し

※上記のほかにも書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 補助金交付請求

提出された実績報告書を審査後、補助金交付額確定通知書により通知します。確定通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第13号）により請求していただきます。

(4) 事業完了後の報告

補助事業者等は事業完了後10年間、事業完了後の翌年度と翌年度から3年ごとに、次に掲げる書類を提出してください。

必要書類一覧（提出前に□に✓を記入してご確認ください）	
<input type="checkbox"/>	利用状況報告書（要綱様式第2号）
<input type="checkbox"/>	特定隣地及び利用困難地の利用の状況を明らかにする写真その他の書類

※上記のほかにも書類の提出をお願いすることがあります。

6 補助金申請の流れ

